



東大阪労働基準監督署発表
令和8年5月12日

【照会先】
東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(有効な安全装置がない状態で動力プレス機械による作業を行わせた疑い)

令和8年5月12日、東大阪労働基準監督署(署長 井手 奈津美)は、下記のとおりスチール製収納庫製造業を営む高山商店の個人事業主ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- 高山商店の個人事業主A
所在地 大阪府八尾市楠根町
事業内容 スチール製収納庫製造業
- 上記(1)の工場責任者B

2 違反条文等(別紙参照)

労働安全衛生法違反
同法第20条第1号
同法第27条第1項
労働安全衛生規則第131条第2項、同条第3項
同法第119条第1号(罰条)
同法第122条(両罰)

3 事件の概要

令和7年1月15日、被疑者Bは、労働者にプレス機械を使用してプレス加工作業を行わせるに当たり、法令で定める性能を有する安全装置を使用せずに労働者に作業させた疑いがあるものです。

4 参考事項

- 上記の結果、労働者がプレス機械に指3本を挟まれる労働災害が発生しました。
- 関連条文は別紙のとおり。

関連条文

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

第二十七条

第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(プレス等による危険の防止)

第百三十一条

- 1 事業者は、プレス機械及びシヤ（以下「プレス等」という。）については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。
- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置（手払い式安全装置を除く。）を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
 - 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
 - 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
 - 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。
- 3 前二項の措置は、行程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ若しくは操作ステーションの切替えスイッチ又は安全装置の切替えスイッチを備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない